

# 相楽東部広域連合いじめ防止基本方針

平成26年4月

相楽東部広域連合

(改定 平成29年10月)

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に対する基本的な方向	1
1 いじめの防止等に対する基本認識	
2 いじめの定義	
3 いじめの態様	
第2 いじめの防止等のための基本的な考え方	2
1 いじめの未然防止	
(1) 人権教育の推進	
(2) 道徳教育の充実	
(3) 体験活動の充実	
(4) 読書活動の充実	
(5) 児童生徒の主体的な活動の充実	
(6) 居場所づくり	
(7) 研修の充実	
(8) ネット及び学校非公式サイト等への書き込み等の調査	
(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	
(10) 未然防止策の効果検証と見直し	
(11) 家庭・地域との連携	
2 いじめの早期発見	
(1) 定期的な調査の実施	
(2) 相談しやすい環境づくり	
(3) 教育相談の充実	
3 いじめへの対応	
(1) 学校への支援	
(2) 緊急時における専門家の派遣	
(3) 出席停止の措置	
(4) インターネット等でのいじめに対する対応	
4 家庭や地域との連携	
5 関係機関との連携	
第3 いじめの防止等のための相楽東部広域連合の対応	5
1 組織の設置	
(1) 相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会	

(2) 相楽東部広域連合いじめ調査委員会	
2 いじめの防止等のための基本施策	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域社会、関係機関との連携	
第4 いじめの防止等のための学校が実施する施策	・・・・・・・・・・ 7
1 「いじめ防止基本方針」の策定	
2 「いじめ防止等対策委員会」の設置	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) いじめ解消後の継続的な指導	
(6) インターネット上のいじめへの対応	
第5 重大事態への対応	・・・・・・・・・・ 10
1 重大事態とは	
2 重大事態発生の報告及び調査	
3 調査を実施する組織	
(1) 学校が調査主体となる場合	
(2) 教育委員会が調査主体となる場合	
4 事実関係を明確にするための調査の内容	
5 調査結果の提供及び報告	
(1) 調査結果の提供	
(2) 調査結果の報告	
6 連合長による再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置	
(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	
(4) 再調査結果の議会への報告	
第6 その他いじめの防止等のための取組	・・・・・・・・・・ 12

附則

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、児童生徒を取り巻く環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況である。

こうした中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行されたことを受け、相楽東部広域連合では、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、地方公共団体・学校・家庭・地域社会その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、相楽東部広域連合いじめ防止基本方針を策定する。

また、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受けて、相楽東部広域連合いじめ防止基本方針の一部を改正する。

## 第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

### 1 いじめの防止等に対する基本認識

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、また学校・家庭・地域・各町村その他の関係機関との連携の下、次のことを基本として行われなければならない。

- (1) いじめがすべての児童生徒等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- (2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、すべての児童生徒等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- (3) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童生徒等にも起こり得ることから、いじめが児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

### 2 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与

える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条より】

### 3 いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## 第2 いじめの防止等のための基本的な考え方

### 1 いじめの未然防止

いじめ問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止に取り組むことが最も重要である。

いじめの未然防止のためには、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させるとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむことが必要である。また、いじめの背景には、ストレス等の要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要で、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的・積極的な取組を、計画的・組織的に取り組むことが大切である。

#### (1) 人権教育の推進

人権教育の取組を教育活動全体に位置付け、「人権としての教育」の推進や命の大切さ・かけがえのない人権など人権意識の涵養を図り、いじめは、「人権侵害であり、絶対に許されるべきものではないこと」を理解させ、正義感がいきわたる学級・学校づくりを進める。

#### (2) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えを深め、自尊感情をはぐくむとともに、互いの人格を尊重し、命を大切に作る心や規

範意識などの豊かな心を育成する。

(3) 体験活動の充実

各教科等における他者・社会・自然との直接的な関わりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成する。

(4) 読書活動の充実

豊かな心の育成や読書の習慣化を目指した取組を展開し、児童生徒の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童生徒を育成する。

(5) 児童生徒の主体的な活動の充実

児童会・生徒会活動等でいじめ根絶に向けた児童生徒主体の取組を積極的に実施することで、児童生徒のいじめ根絶に対する意識の向上を図る。

また、異年齢交流や地域と協力したあいさつ運動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童生徒を育成する。

(6) 居場所づくり

分かり易い授業の工夫や授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童生徒が活躍できる場面をつくりだす工夫に努める。

(7) 研修の充実

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修を充実させ、校長を中心としたリスクマネジメント等を含め、教職員のいじめ問題に関する対応力等の向上を図る。

(8) ネット及び学校非公式サイト等への書き込み等の調査

急速に進歩しているインターネット上やスマートフォン上で行われているいじめに対応するため、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、対応する。また、情報モラルに関する指導に努める。

(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施にあたっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努める。

(10) 未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについて適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組を進める。

(11) 家庭・地域との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をたよりやホームページを使って、広く広報に努める。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのためには、教職員や保護者が児童生徒としっかり向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校・家庭・地域社会をはじめ、すべての大人が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

しかし、いじめは教職員等大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。ささいな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目を持つための取組を充実する。

さらに、保護者や地域と連携し、情報を収集する等の取組に努める。

#### (1) 定期的な調査の実施

いじめを早期に発見するため、学校における定期的な「アンケート調査」を実施する。

#### (2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童生徒との信頼関係づくりを進めるため、子どもと向き合う時間の確保に努める。また、教師に直接相談しにくい児童生徒のため、意見箱等の設置や交換ノートを行うなどの工夫をする。

いじめの相談を受けたときの対応には、細心の注意を払う。

日頃から「いじめられた子どもを最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童生徒に伝えることで、相談しやすい環境をつくる。

#### (3) 教育相談の充実

日常的な相談活動に加えて、保健室を生かした相談体制を構築・充実する。

その際には、医療機関をはじめとした地域の関係機関との連携を図る。

また、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー等による支援体制を整備する。

### 3 いじめへの対応

いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが重要である。

また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、学校においては、平素から全教職員にいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身に付けるための研修等を実施して、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

#### (1) 学校への支援

学校からいじめの報告を受けたときは、対応の状況を確認し、事実関係を正確に把握した後、児童生徒に対する支援体制や保護者への連絡方法、初期対応、関係機関との連携等、いじめの解決に向けた学校の対処方法について指導助言を行う。

#### (2) 緊急時における専門家の派遣

いじめに関して緊急事態が発生した場合、それに対応する相談員として弁護士や臨床心理士等を当該学校に派遣し、いじめに関する法的な助言や児童生徒の心理的なケアを行う。

#### (3) 出席停止の措置

いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じる。

#### (4) インターネット等でのいじめに対する対応

インターネットや携帯電話、スマートフォン等を通じて行われたいじめに対する調査を行い対応するため、必要に応じて関係機関との連携を図る。

### 4 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と家庭・地域との連携が欠かすことができない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議をする機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と家庭・地域が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

### 5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 第3 いじめの防止等のための相楽東部広域連合の対応

### 1 組織の設置

(1) 学校を支援し、いじめ問題等に対応するため相楽東部広域連合教育委員会の附



属機関として「相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。なお、詳細については条例の定めによる。

対策委員会では次のことを行う。

- (ア) 相楽東部広域連合のいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び施策に関する必要な調査や審議を定期的・臨時的に行う。
- (イ) 学校のいじめ防止等のための基本的な方針や方策に関して指導・助言を行う。
- (ウ) 法第28条第1項による重大事態に係る報告を受け、必要があると認めるときは、対策委員会により調査を行う。

**【構成員】**

- 教育に関する学識経験者
- 警察関係者
- 医師
- 心理や福祉の専門家
- 弁護士
- 連合立小中学校の保護者
- 他

- (2) 重大事態の調査を行う連合長の附属機関として「相楽東部広域連合いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた連合長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査委員会により調査を行う。当該調査は、公平性・中立性を確保するように努める。

**【構成員】**

- 弁護士
- 教育に関する学識経験者
- 医師
- 心理や福祉の専門家
- 他

## 2 いじめの防止等のための基本施策

### (1) いじめの防止

- (ア) 児童生徒の豊かな情操と社会性を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、人権週間の取組をはじめとした日常の人権教育の充実を図る。
- (イ) 児童生徒が自主的に行う、いじめの防止等のための活動に対する支援を行う。
- (ウ) いじめの防止等のための対策に関する研修の実施など、教職員の資質能力の向上に必要な取組を進める。
- (エ) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保に努め、教育相談など学校の求めに応じた支援を進める。
- (オ) 流通性や匿名性などインターネットの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう児童生

徒及び保護者に必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの早期発見

- (ア) いじめを早期に発見するために、児童生徒に対して年に2回アンケート調査を実施するなど、必要な取組を進める。
- (イ) 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、京都府などに設置された相談に関する専門機関の周知を図る。
- (ウ) 京都府教育委員会が委託するネットパトロール業者への協力と提供された調査報告の有効活用を図る。

(3) いじめへの対処

- (ア) 法第23条第2項の規定による報告を受けた時は、学校に対し問題解決に向けた適切な取組と組織的な対応を図ることを指示し、当該報告に係る事案について必要に応じ、対策委員会を活用して調査や協議を行う。
- (イ) いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な支援と対応を速やかに行う。場合によっては、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等の措置も検討する。

(4) 家庭や地域社会、関係機関との連携

- (ア) いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう啓発活動を進めるとともに、学校、家庭、地域社会や児童相談所・警察などの関係機関との連携強化等の体制整備を図る。
- (イ) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や学校・家庭・地域社会が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### 第4 いじめの防止等のための学校が実施する施策

学校は、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

##### 1 「いじめ防止基本方針」の策定

学校は、各学校の実情に応じた「いじめ防止基本方針」を定める。

また、定めた基本方針はHP等で広く公表することで、家庭や地域の理解と協力を得るように努める。

さらに、定めた基本方針に沿って取り組まれた対策や、基本方針そのものについても、定期的に見直しを図り、学校の実情に応じた、より実効性の高いものを目指すことで、いじめ問題へ対応する。

## 2 「いじめ防止等対策委員会」の設置

各小中学校では、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、その中核となる委員会を設置する。

「いじめ防止等対策委員会」では、次のことを行う。

- (ア) 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- (イ) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (ウ) いじめの疑いに関する情報（アンケート調査や教育相談等の結果）や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- (エ) いじめの疑いに係る情報があった時には迅速に緊急会議を開き、いじめの情報の共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等、組織的に実施するための中核となる。
- (オ) 学校基本方針に基づき、校内研修を企画し計画的に実施する。

### 【構成員（例）】

- 管理職
- 生徒指導主任
- 教務主任
- 教育相談主任
- 等

《組織構成上の留意点》

- (ア) 問題の状況に対応して関係教職員（学年主任、養護教諭等）を加える等、学校の実情を考慮した組織にする。
- (イ) 該当児童生徒の担任等、児童生徒との関わりの深い教職員を適宜加えられる等、柔軟性を持たせた組織とする。
- (ウ) 状況に応じて小中学校ではスクールカウンセラーが参加し、より実効性のある組織とする。また、学校医や学校評議員、P T A役員等にも協力を得られる体制を整備しておく。

## 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会とともに、家庭・地域社会・関係機関や外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

### (1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという危機意識をもって、全ての児童生徒を対象に、未然防止に取り組むことが何より重要である。

未然防止の基本として、学校は児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを推進する。

その中で集団の一員としての自覚や自信を身に付けさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるよう努める。

いじめは、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めて実態が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、児童生徒に対して、傍観者とならず、学校への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

加えて、児童会・生徒会において児童生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめを防止するための取組を推進する。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、分かりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように見守り、定期的な調査や聞き取り調査、教育相談を実施し、いじめの実態把握に努める。

また、日頃からの児童生徒との関わりを大切にし、信頼関係を構築する。

## (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を学校の設置者に報告する。

また、いじめの事実を確認した場合には、一部の教員で抱え込まず、学校いじめ防止等対策委員会において情報共有を行い、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人権認識の進化を図りながら、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者又は学校いじめ防止等対策委員会での判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を

含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。被害児童生徒の保護者については、必要に応じて面談等で確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

学校いじめ防止等対策委員会は、いじめが解消に至るまで支援計画を継続し実行する。また、教職員はいじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害児童生徒に対する支援や対応、加害児童生徒への指導だけでなく、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させるなど、いじめを許さない集団づくりを進める。

(5) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き友人関係等を注視し、当該事象の完全解消に至るまで、必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

(6) インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する啓発活動を進める。

## 第5 重大事態への対応

いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処する。

### 1 重大事態とは

法第28条で、重大事態とは、次に掲げる(1)(2)に規定する児童生徒の状

況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

- (1) 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

「・児童生徒が自殺を企図した場合、 ・身体に重大な傷害を負った場合、  
・金品等に重大な被害を被った場合、 ・精神性の疾患を発症した場合。」などのケースが想定される。

- (2) 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 2 重大事態発生の報告及び調査

重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを連合長に報告する。

この場合教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行うものとする。

## 3 調査を実施する組織

重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査の実施主体については教育委員会が判断する。

- (1) 学校が調査主体となる場合

学校が調査主体となる場合、各校に設置する「いじめ対策委員会」が調査を行う。

- (2) 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合、教育委員会に設置する「対策委員会」が調査を行う。

#### 4 事実関係を明確にするための調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を明確にするために調査を行う。その際、可能な限り網羅的に明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

#### 5 調査結果の提供及び報告

##### (1) 調査結果の提供

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報について経過報告を含め説明を行う。

##### (2) 調査結果の報告

重大事態の調査結果については、連合長に報告する。

その際、前項の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて報告する。

#### 6 連合長による再調査及び措置

##### (1) 再調査

法第28条第1項の規定による重大事態の調査結果について報告を受けた連合長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について法第30条第2項に基づき調査を行う。

##### (2) 再調査の結果を踏まえた措置

連合長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

##### (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係とその他の必要な情報について、経過報告を含め説明を行う。

##### (4) 再調査結果の議会への報告

連合長は、再調査の結果について議会に報告する。

#### 第6 その他いじめの防止等のための取組

相楽東部広域連合は、「相楽東部広域連合いじめ防止基本方針」に定めるいじめ

防止等の取組が実効的に機能しているか、対策委員会において検証し、必要に応じて見直すものとする。

附則

- 1 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」最終改定 平成 29 年 3 月 14 日
- 2 相楽東部広域連合「いじめ防止基本方針」一部改定 平成 29 年 10 月